

# 第7章 非行等問題行動

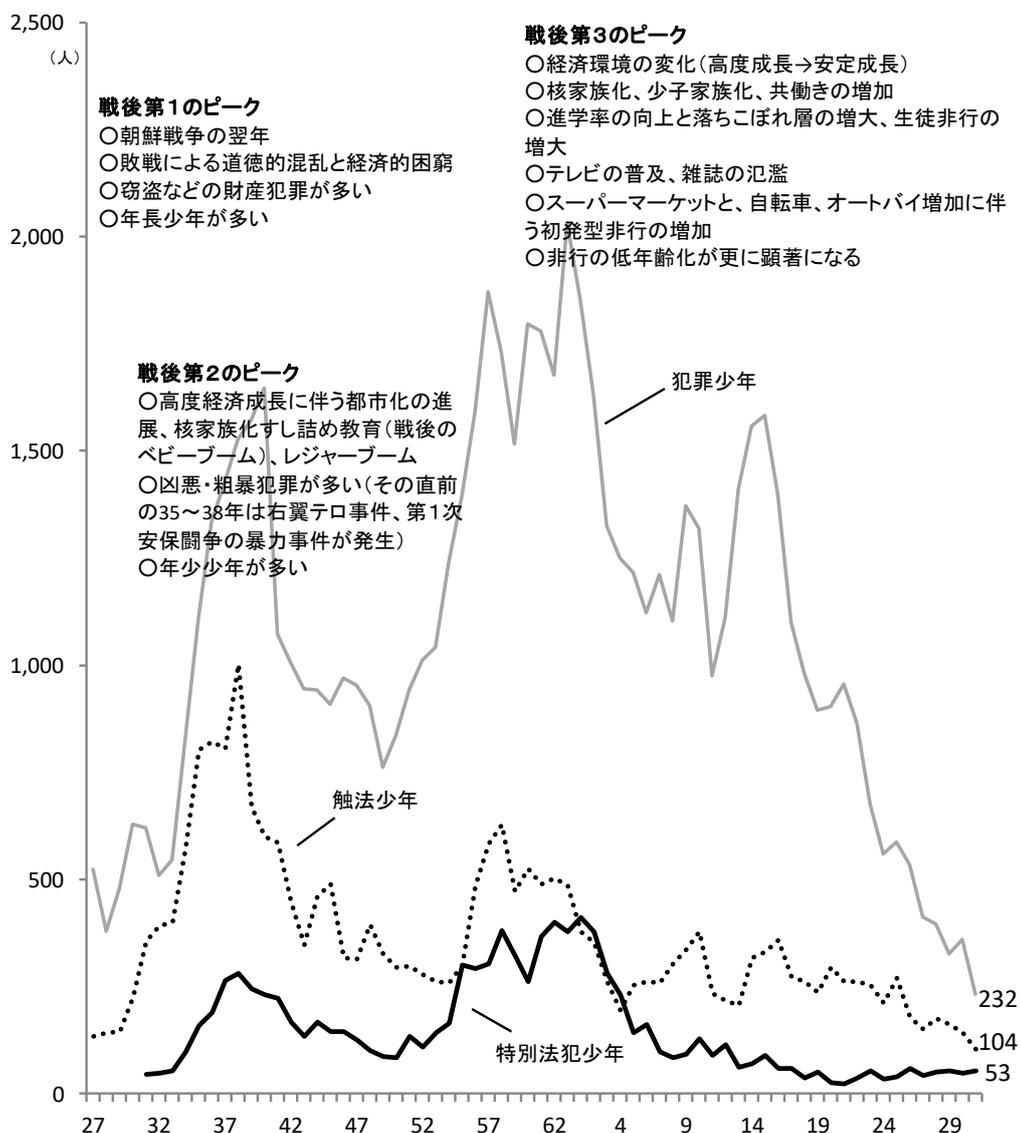
## 第1節 少年非行の概況

### 1. 少年非行の状況

非行少年等の検挙・補導人員については、戦後間もない昭和26年頃に第1のピーク、高度経済成長に伴う昭和38年頃に第2のピーク、そして安定成長期と言われる昭和58年頃に第3のピークがありました。

過去10年間、県内では増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和元年中に検挙・補導された少年は総数で2,316人と、前年より478人減少しました。犯罪少年は232人で前年より127人減少、触法少年は104人で前年より38人減少、大麻取締法違反などの特別法犯少年は53人で前年より5人増加しました。また、ぐ犯少年は1人(前年比+1人)、不良行為少年は1,926人(前年比-319人)の補導となりました。

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



(備考) 犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。

特別法犯少年は、交通法犯を除く。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

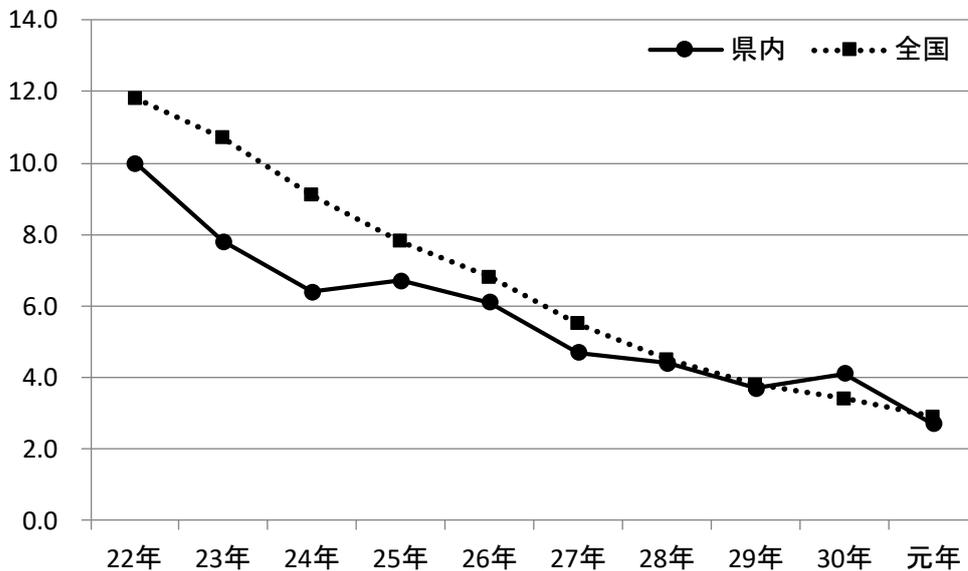
用語の概念

- 犯罪少年とは……14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者(交通関係を除く。)
- 触法少年とは……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者(交通関係を除く。)
- ぐ犯少年とは……20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
- 不良行為少年とは……20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者
- 刑法犯少年とは……刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)
- 凶悪犯……殺人、強盗、強制性交、放火をいう。
- 粗暴犯……傷害、暴行、恐喝、脅迫等をいう。
- 知能犯……詐欺、横領、偽造等をいう。
- 風俗犯……と博、わいせつをいう。
- 特別法犯少年とは……特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)
- ※ 大麻取締法、児童ポルノ・児童買春、軽犯罪法等
- 非行少年等とは……刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。
- 少年人口……平成30年10月1日を基準にした推計人口

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比



単位 (%)

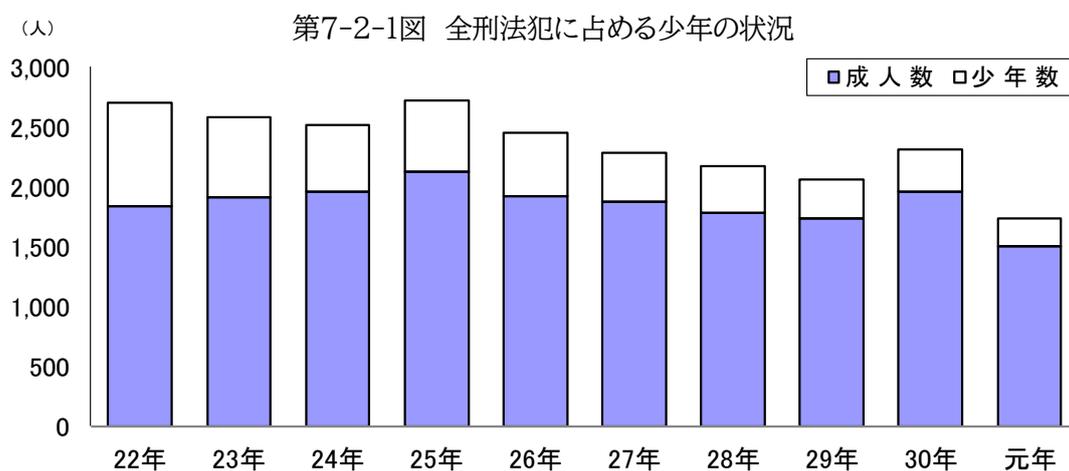
年次別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
県内	10.0	7.8	6.4	6.7	6.1	4.7	4.4	3.7	4.1	2.7
全国	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8	5.5	4.5	3.8	3.4	2.9

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 第2節 刑法犯少年

### 1. 全刑法犯に占める少年の状況

令和元年中の成人を含む刑法犯の検挙人員は1,736人で、このうち少年(触法少年を含まない。)は、232人と全体の13.4%を占め、前年と比較して2.1ポイント減少しました。



年次	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
全刑法犯数	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	2,313	1,736
成人数	1,840	1,909	1,960	2,128	1,918	1,874	1,776	1,734	1,954	1,504
少年数	865	675	559	587	534	412	396	326	359	232
少年の占める率										
本県	32	26.1	22.2	21.6	21.8	18.0	18.2	15.8	15.5	13.4
全国	26.6	25.4	22.8	21.5	19.3	16.3	16.3	12.5	11.4	10.3

(備考)触法少年を含まない。

(資料)滋賀県警察本部少年課

### 2. 包括罪種別刑法犯少年

令和元年中に検挙・補導した刑法犯少年について包括罪種別にみると、万引き・自転車盗を中心とする窃盗犯が205人で全体の61.0%を占め、次いで暴行・傷害等の粗暴犯が66人で全体の19.6%を占めました。

第7-2-2表 包括罪種別刑法犯少年の状況(令和元年)

単位(人)

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
凶悪犯		3	2	1		4		10
粗暴犯		8	28	24		6		66
窃盗犯		20	84	49	11	26	15	205
知能犯					1	3		4
風俗犯			1	1		1	1	4
その他		8	12	15	1	8	3	47
合計		39	127	90	13	48	19	336

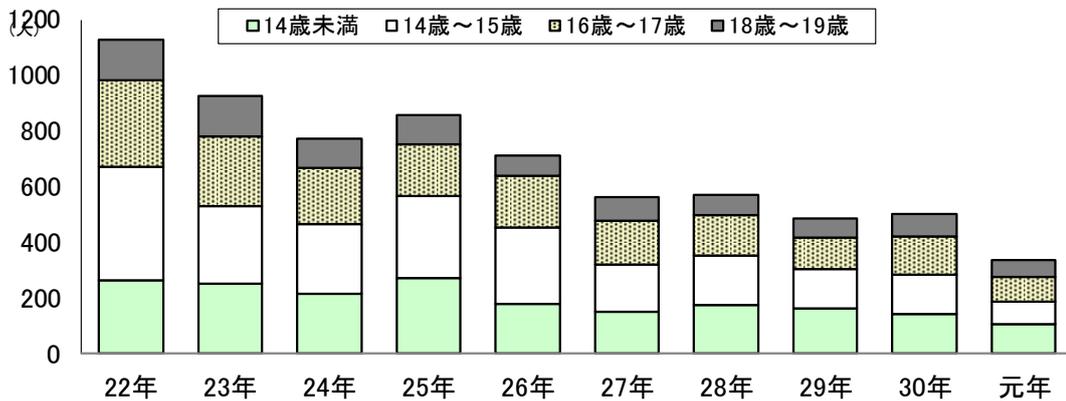
(資料)滋賀県警察本部少年課

### 3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年の検挙・補導について、過去10年間における年齢層別の推移では、いずれの年代も平成22年から減少の一途をたどり、平成24年から26年をピークに以降も減少傾向にあります。

令和元年中における刑法犯少年の検挙・補導は、336人で、前年に比べて165人減少しました。各年齢層でも全て減少しました。

第7-2-3図 刑法犯少年の年齢層別推移



区分	年次	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
14歳未満		261	252	213	271	178	150	175	161	142	104
14歳～15歳		411	278	253	296	275	171	175	142	141	82
16歳～17歳		311	250	201	185	186	157	147	113	138	89
18歳～19歳		143	147	105	106	73	84	74	71	80	61
合計		1,126	927	772	858	712	562	571	487	501	336

(資料)滋賀県警察本部少年課

### 4. 学職別刑法犯少年

刑法犯少年の学職別推移をみると、学生・生徒・児童と有職少年は、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、無職少年は横ばい状態にあります。令和元年中は、いずれも前年より減少しました。

第7-2-4表 学職別刑法犯少年の推移

単位(人)

区分	年次別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
学生生徒児童	小学生	66	70	61	65	48	49	65	66	54	39
	中学生	496	389	338	421	343	226	247	208	190	127
	高校生	367	292	248	224	190	153	134	117	141	90
	その他	43	37	32	39	14	19	15	16	13	13
	合計	972	788	679	749	595	447	461	407	398	269
有職少年		75	66	43	62	63	64	65	54	70	48
無職少年		79	73	50	47	54	51	45	26	33	19
合計		1,126	927	772	858	712	562	571	487	501	336

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 5. 男女別刑法犯少年

令和元年中の刑法犯少年336人について、男女別では、男子287人(85.4%)、女子49人(14.6%)となりました。前年に比べて女子の占める割合が減少しています。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年の推移

単位(人)

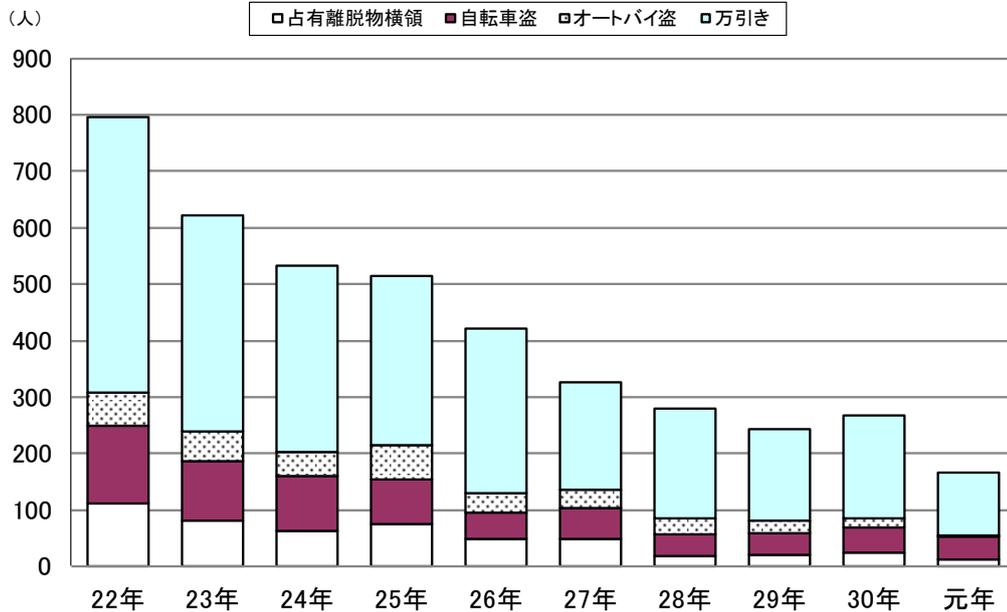
区分	年次別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
		計	1,126	927	772	858	712	562	571	487	501
男	子	863	758	631	690	580	471	475	424	421	287
女	子	263	169	141	168	132	91	96	63	80	49
女子の占める割合		23.4	18.2	18.3	19.6	18.5	16.2	16.8	12.9	16.0	14.6

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 6. 初発型非行の現状

万引き、オートバイ盗、自転車盗などのいわゆる初発型非行は、年々減少傾向にあり、令和元年中に初発型非行で検挙・補導された少年は165人でした。刑法犯少年に占める初発型非行の割合は49.1%で、刑法犯少年全体の約半数となりました。

第7-2-6図 初発型非行少年の推移



区分	年次	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
占有離脱物横領		112	81	63	75	48	48	18	20	25	12
自転車盗		138	105	97	79	48	55	39	39	44	41
オートバイ盗		57	53	42	60	34	33	27	22	15	1
万引き		489	383	330	301	291	191	195	161	184	111
計		796	622	532	515	421	327	279	242	268	165

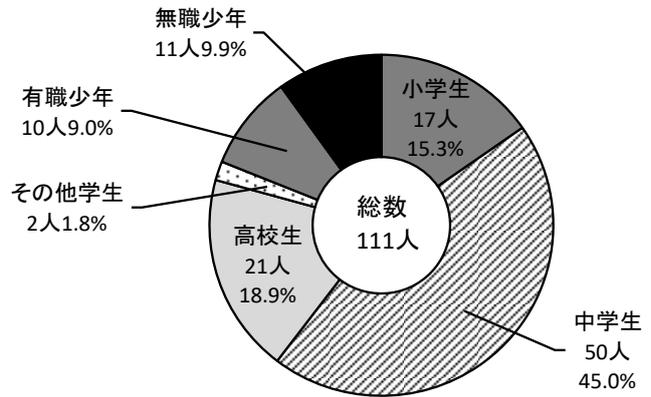
(備考)触法少年を含む。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 7. 万引きによる検挙・補導

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、中学生が50人で全体の45.0%を占め、次いで高校生が21人で18.9%、小学生が17人で15.3%を占めました。

第7-2-7図 万引き少年の学職別状況



(資料)滋賀県警察本部少年課

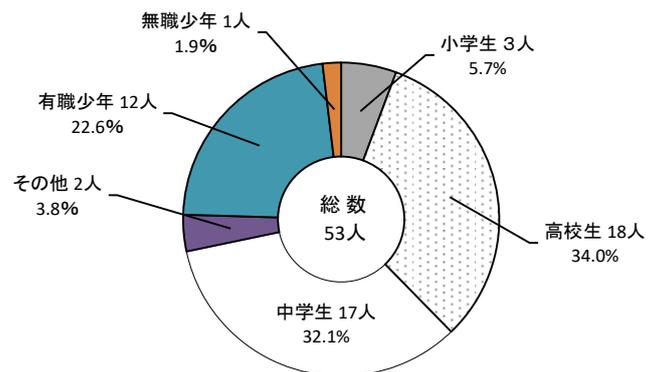
## 第3節 特別法犯少年

### 1. 特別法犯少年の状況

令和元年中に検挙・補導した特別法犯少年53人について法令別にみると、軽犯罪法違反と児童買春・児童ポルノ禁止法違反による検挙・補導がいずれも11人で最も多くなりました。また、大麻や覚醒剤などの薬物乱用が増加しました。(シンナー等乱用による検挙・補導は、平成24年以降ありません。)

学職別では、高校生が18人で全体の34.0%、中学生が17人で全体の32.1%を占めています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



(資料)滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の検挙・補導状況

単位(人)

法令	年次別	27年	28年	29年	30年	元年
軽犯罪法		18 (5)	22 (3)	38 (2)	21	11 (1)
迷惑防止条例		6	10	6	9	10
青少年健全育成条例		4	1			1
児童買春・児童ポルノ禁止法		6	8 (1)	6 (1)	12 (3)	11 (3)
銃刀法		2		1		3 (1)
覚醒剤取締法		1	1 (1)	1 (1)		1 (1)
大麻取締法			3		3 (1)	5
鉄道営業法		1 (1)				1
その他		6 (2)	5 (1)	1	3 (2)	10 (2)
合計		44 (8)	50 (6)	53 (4)	48 (6)	53 (8)

(備考)交通関係法令を除く。( )は女子で内数。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 2. 大麻乱用による検挙・補導の推移

大麻乱用で検挙・補導された少年は、近年、増加傾向にあり、令和元年中は5人となりました。

第7-3-3表 大麻乱用で検挙・補導された少年の推移 単位(人)

年次別 学職別		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総数		1						3		3 (1)	5
学生・生徒	中学生										
	高校生									1	
	その他										1
	小計									1	1
有職少年		1						3		1	4
無職少年										1 (1)	

※( )内は内数で女子。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 3. 覚醒剤乱用による検挙・補導の推移

覚醒剤乱用で検挙・補導された少年は、少ないながらも横ばいの状態にあり、令和元年中は1人でした。

第7-3-4表 覚醒剤乱用で検挙・補導された少年の推移 単位(人)

年次別 学職別		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総数			1 (1)		2 (1)	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)		1 (1)
学生・生徒	中学生										
	高校生		1 (1)								
	その他										
	小計		1 (1)								
有職少年					2 (1)	1 (1)	1				1 (1)
無職少年								1 (1)	1 (1)		

※( )内は内数で女子。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 第4節 不良行為少年

令和元年中に補導した不良行為少年は1,926人で、前年より319人減少しました。その内容をみると、深夜はいかいが929人(48.2%)、次いで喫煙が672人(34.9%)で、合わせて全体の83.1%を占めています。

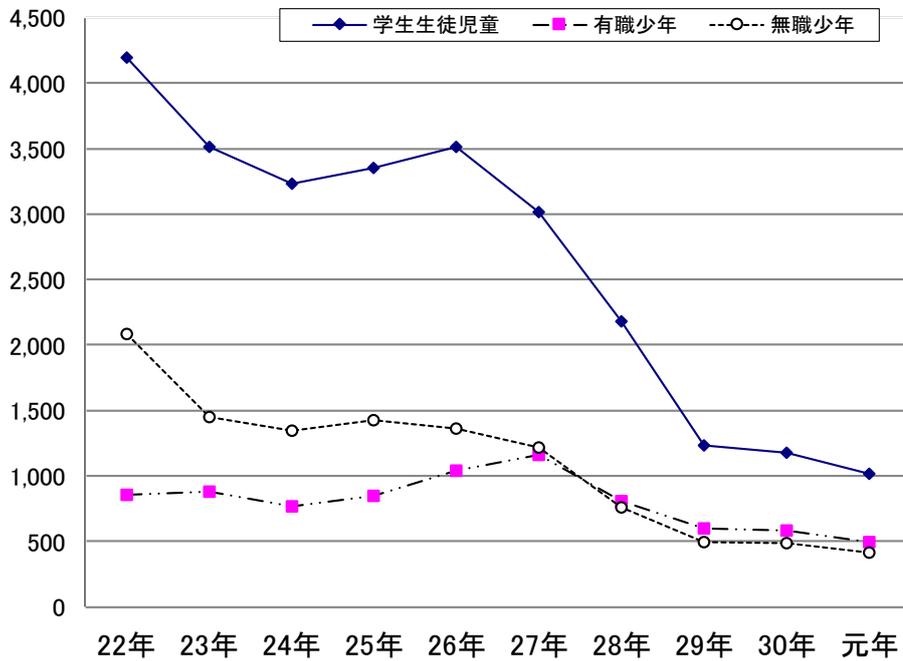
学職別では、その他学生を除く全ての学職において減少しました。全体に占める学生生徒児童の割合は52.6%で、そのうち高校生が56.5%を占めています。

第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況 単位(人)

行為別	年次	27年	28年	29年	30年	元年
喫煙		2,228	1,467	813	789	672
深夜はいかい		2,716	1,909	1,191	1,082	929
粗暴行為		62	62	70	61	73
暴走行為		33	17	7	40	8
怠学		200	104	77	75	56
飲酒		35	73	57	77	74
家出		53	49	52	71	46
不健全娯楽		5	26	10	7	20
無断外泊		5	7	7	6	4
その他		48	37	41	37	44
合計		5,385	3,751	2,325	2,245	1,926

(資料)滋賀県警察本部少年課

第7-4-2図 不良行為少年の学職別による推移



学職別	年次別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
	小学生	22	36	48	30	58	56	45	33	34	29
中学生	1,979	1,416	1,371	1,616	2,106	1,631	991	459	498	362	
高校生	2,057	1,933	1,724	1,455	1,270	1,253	1,065	703	598	572	
その他学生	139	130	85	249	76	75	77	39	46	50	
学生生徒児童	4,197	3,515	3,228	3,350	3,510	3,015	2,178	1,234	1,176	1,013	
有職少年	856	880	764	848	1,040	1,157	810	597	581	497	
無職少年	2,086	1,451	1,347	1,422	1,365	1,213	763	494	488	416	
合計	7,139	5,846	5,339	5,620	5,915	5,385	3,751	2,325	2,245	1,926	

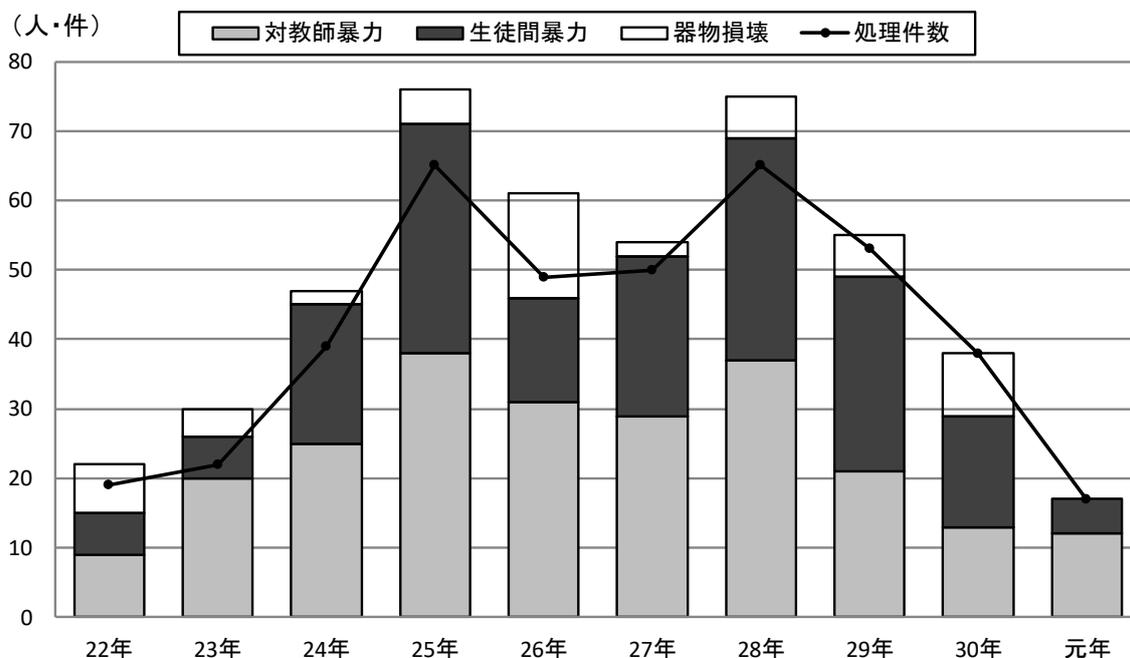
(備考)無職少年には未就学児を含む。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 第5節 校内暴力

令和元年中に校内暴力によって検挙・補導された学生生徒は17人で、前年より21人減少しました。また、教師に対する暴力については、12人(前年13人)が検挙・補導されました。

第7-5-1図 校内暴力の検挙・補導人員



区分	年次別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
検挙・補導人員	小学生				2	3	3	2	6	2	
	対教師暴力					2		2		1	
	生徒間暴力					1	3		6	1	
	器物損壊				2						
	中学生	21	29	44	72	57	43	67	46	31	15
	対教師暴力	8	20	25	38	29	29	34	21	12	12
	生徒間暴力	6	5	17	31	13	12	27	19	10	3
	器物損壊	7	4	2	3	15	2	6	6	9	
	高校生	1	1	3	2	1	8	6	3	5	2
	対教師暴力	1						1			
生徒間暴力		1	3	2	1	8	5	3	5	2	
器物損壊											
処 理 件 数	19	22	39	65	49	50	65	53	38	17	
	(9)	(15)	(24)	(38)	(31)	(29)	(34)	(24)	(13)	(12)	

(備考)( )内は対教師暴力事件で内数

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 第6節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化等様々な要因が相まって、グループ数や構成員数が減少し、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、バイク数台によるゲリラ暴走の傾向が継続しています。

その一方で、「旧車會(暴走族風に改造した旧型バイクを集団で運転するグループ)」と称する暴走族OB等を中心とした集団が、休日に他府県の旧車會員とともに、大規模な集団走行を年に数回行っています。

### 1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最高に、減少傾向をたどっています。

令和元年末現在では、暴走族としてのグループはありませんが、グループ未加入の暴走行為者として273人を確認しており、関連がある旧車會を加えると人員は347人となっています。

第7-6-1表 暴走族容疑者の年次別推移

年別 \ 区分	暴走族容疑者
平成12年	537人
13年	601人
14年	503人
15年	478人
16年	423人
17年	435人
18年	372人
19年	317人
20年	325人
21年	352人
22年	315人
23年	257人
24年	238人
25年	252人
26年	256人
27年	236人
28年	248人
29年	271人
30年	320人
令和元年	347人

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

## 2. 年齢別、学職別構成

把握した347人のうち、少年が50.7%を占めています。

少年の年齢別では、19歳が17.3%と多く、次いで18歳の15.9%となっています。

また、学職別では、工員が25.9%と最も多くなっています。

第7-6-2表 暴走族の年齢別構成

単位(人)

年次	年齢別						20歳以上	合計
	少年	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳		
平成12年	392	7	30	96	141	118	145	537
13年	460	39	76	123	123	99	141	601
14年	397	19	37	110	144	87	106	503
15年	347	18	38	76	118	97	131	478
16年	296	12	24	70	86	104	127	423
17年	247	14	17	52	83	81	188	435
18年	246	12	39	63	71	61	126	372
19年	202	11	30	43	58	60	115	317
20年	202	3	24	51	64	60	123	325
21年	172	2	12	36	68	54	180	352
22年	142	3	6	15	46	72	173	315
23年	115	3	16	33	28	35	142	257
24年	153	8	21	48	45	30	85	238
25年	159	7	29	41	47	35	93	252
26年	147	4	27	52	39	25	109	256
27年	156	4	19	54	52	27	80	236
28年	152	4	21	30	53	44	96	248
29年	158	4	16	52	33	53	113	271
30年	172	5	18	54	55	40	148	320
令和元年	176	4	14	43	55	60	171	347

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

第7-6-3表 暴走族の学職別構成

単位(人)

年次	学職別							自動車関係工員	その他	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他	店員			
平成12年	249	145	6	74	57	17	14	9	40	537
13年	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601
14年	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503
15年	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478
16年	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423
17年	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435
18年	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372
19年	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317
20年	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325
21年	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352
22年	120	21	10	24	20	4	5	19	116	315
23年	72	31	26	28	12	16	11	15	74	257
24年	54	38	26	25	18	7	7	6	82	238
25年	52	36	28	60	27	33	2	5	69	252
26年	48	45	14	44	26	18	6	15	84	256
27年	40	65	15	22	19	3	5	4	85	236
28年	46	69	9	20	17	3	11	5	88	248
29年	47	65	5	16	13	3	5	2	131	271
30年	48	74	24	11	10	1	2	2	159	320
令和元年	50	90	33	14	11	3	8	5	147	347

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

### 3. 暴走行為の現状

前年と比較すると、暴走回数は減少しましたが、参加人員・参加台数は増加しています。

暴走の形態としては、これまでと同様、原付バイク及び単車数台での散発的なゲリラ暴走が主流ですが、旧車會による大規模ツーリングが行われたため、参加人員・台数が増加しました。

第7-6-4表 暴走事案の発生状況

単位（人）

区分 年次	暴走回数（回）	暴走人数（人）	参加車両（台）		
			二輪（台）	四輪（台）	
平成12年	116	1,741	955	868	87
13年	139	1,188	783	760	23
14年	190	2,619	1,403	1,192	211
15年	151	1,612	870	850	20
16年	80	939	526	429	97
17年	123	1,382	700	636	64
18年	124	982	502	474	28
19年	87	909	483	470	13
20年	110	786	467	465	2
21年	136	890	683	454	229
22年	131	587	402	401	1
23年	89	354	277	267	10
24年	98	370	301	301	0
25年	97	509	371	362	9
26年	86	389	288	288	0
27年	86	383	285	285	0
28年	73	323	232	232	0
29年	36	193	133	133	0
30年	39	225	157	157	0
令和元年	26	581	423	421	2

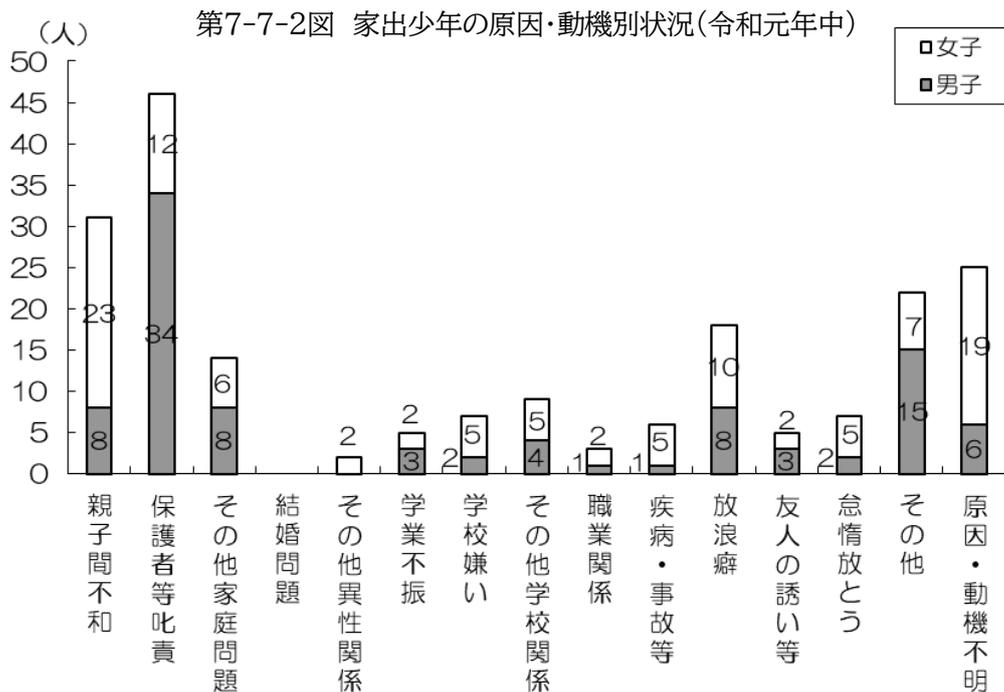
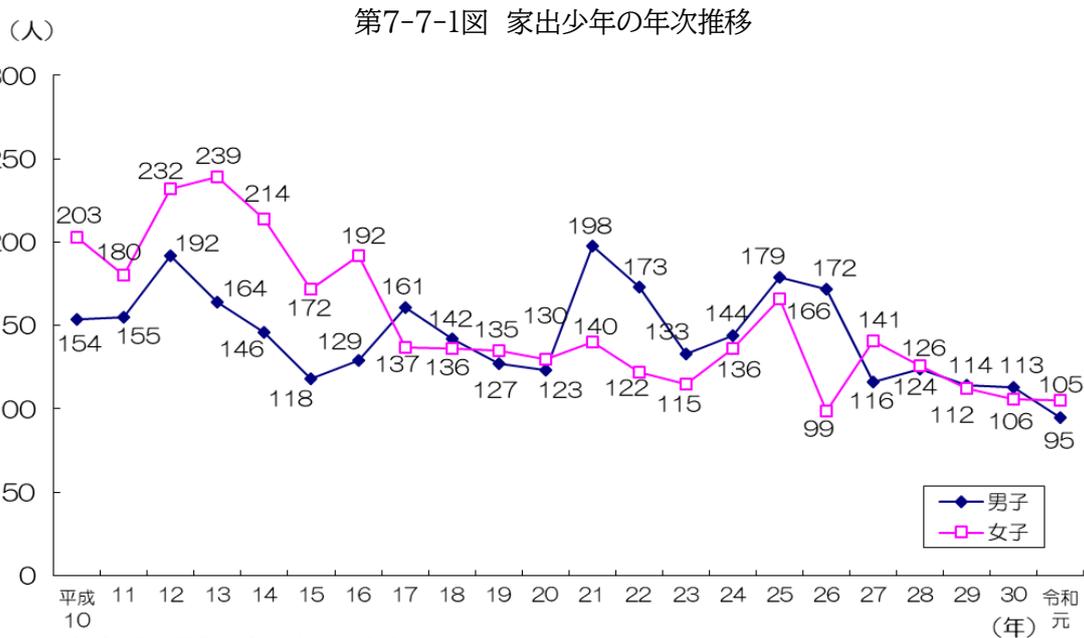
（資料）滋賀県警察本部交通指導課

## 第7節 家出少年

令和元年中に警察へ行方不明者として届出のあった家出少年は200人で、前年に比べて19人減少しました。これを男女別にみると、男子は95人と前年比18人の減少、女子は105人と前年比1人の減少となりました。

家出少年を学職別にみると、中学生が77人と最も多く、全体の38.5%を占め、次いで高校生が56人となっています。

家出の原因・動機は「保護者等叱責」が46人と最も多く、次いで「親子間不和」が31人となっています。



## 第8節 いじめ

令和元年度にいじめを認知した公立小・中・高等学校の数は、小学校214校、中学校99校、高等学校51校の合計364校で、平成30年度と比べて全体で12校増加しました。認知件数は、小学校5,561件、中学校1,988件、高等学校220件の合計7,769件で、平成30年度と比べて全体で936件増加しました。

このように、いじめを認知した学校や認知件数が増加したのは、各学校が早期の段階から積極的にいじめを認知し、適切に組織的な対応に努めようとした結果の現れであると認識しています。

今後も、いじめとして把握している事象が氷山の一角であるかもしれないという視点に立って、未然防止、早期発見、早期対応に向けての取組を進めていきます。

第7-8-1表 小学校(公立)におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数
平成26年度	171	838	75.0	10.1	11,414	121,648	55.5	18.8
平成27年度	187	1,724	83.1	21.0	12,644	150,038	62.3	23.4
平成28年度	205	3,442	91.1	42.2	14,175	133,668	70.8	36.7
平成29年度	204	4,126	91.1	50.6	15,615	311,322	78.7	49.1
平成30年度	212	4,966	95.5	60.8	16,960	421,116	86.2	66.5
令和元年度	214	5,561	96.4	68.5	17,294	479,447	88.6	76.4

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-8-2表 中学校(公立)におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成26年度	84	505	84.0	12.3	6,764	51,200	69.5	15.8
平成27年度	86	770	86.0	18.8	7,136	57,032	73.8	17.8
平成28年度	92	1,245	92.0	30.7	7,557	68,291	78.7	21.7
平成29年度	92	1,333	92.0	33.4	7,922	77,137	82.9	25.0
平成30年度	95	1,750	95.0	44.9	8,361	93,921	87.7	31.3
令和元年度	99	1,988	99.0	51.1	8,438	102,738	88.9	34.5

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-8-3表 高等学校(県立)におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成26年度	40	137	72.7	4.2	2,095	9,181	49.9	3.9
平成27年度	42	125	76.4	3.8	2,258	9,724	54.1	4.2
平成28年度	42	143	73.7	4.4	2,349	10,017	56.6	4.3
平成29年度	48	151	87.3	4.7	2,539	11,212	61.5	4.9
平成30年度	45	117	88.2	3.7	2,802	13,134	68.1	5.8
令和元年度	51	220	100.0	7.0	2,860	13,918	69.6	6.3

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課